八津田保育園 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、八津田保育園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人樹心会
所 在 地	築上町大字宇留津683-1
電話番号	0930-56-0330
代表者氏名	理事長 加耒 宗瑞

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	八津田保育園
施設の所在地	築上町大字宇留津683-1
連 絡 先	電話番号 0 9 3 0 - 5 6 - 0 3 3 0
	FAX 0 9 3 0 - 5 6 - 5 4 7 6
管 理 者	園長 加耒 宗瑞
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、
	保育を必要とする小学校就学前児童
	満3歳以上の児童 65人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 25人
100名	満1歳未満の児童 10人
	ただし、待機児がいる場合、解消のため定員枠を超え受け入
	れる。
開設年月日	昭和24年 4月 30日
事業所番号	4064751000060

3 目的•運営方針

八津田保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。) の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の 場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の 状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園 児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1)施 設

敷地	敷地全体	1760.61 m²
	園庭	793.90 m²
園 舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	1004.76 m²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	椛組(0歳児クラス)、楓組(1歳児クラス)
ほふく室	2室	椛組 (0歳児クラス)
		桃組(2歳児クラス)、梅組(3歳児クラス)
保育室	4室	桜組(4歳児クラス)、松組(5歳児クラス)
		について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
調乳室	1室	
乳幼児用トイレ	4 箇所	

5 職員の設置状況(令和6年4月1日の状況)

職種	員数	常勤	臨時職員	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
統括主任保育士・主任保育士	2	2		
保育士	2 0	1 1	9	
栄養士	2	2		
調理師	1		1	
管理栄養士	1		1	
用務員	2	1	1	

当園では、「築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月26日条例第14号)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、入所児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。 ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

月曜日	月曜日から土曜日の保育時間 (11 時間)			引(11章	寺間)	午前7時から午後6時まで
延	長	保	育	時	間	午後6時から午後7時まで(月曜日~金曜日)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

月曜日から土曜日の保育時間(8時間)			寺間)	午前8時30分から午後4時30分まで
延長	保 育	時	間	朝:午前7時から午前8時30分まで
				夕:午後4時30分から午後7時まで
				(月曜日~金曜日)

8 提供する保育等の内容

(1) 保育及び延長保育の提供

毎日の保育の流れ

時間	0 · 1 · 2 歳児	3 · 4 · 5歳	児	延長保育
7:00	保育標準時間保育開始	保育標準時間保育	開始	
8:30	保育短時間保育開始	保育短時間保育開	始	
9:30	おやつ	遊び(室内外)	/m / 1, mm	And the Work to the
	遊び (室内外)・散歩	設定保育	保育短時間の	
11:00	食事		延長保育	の延長保育
11:30		食事		
12:00	お昼寝			
	(年齢によって前後します)			
12:30		お昼寝		
		(年齢によって前	後します)	
14:30	目覚め	目覚め		
15:00	おやつ	おやつ		
16:30	保育短時間保育終了	保育短時間保育終	了	
			•	
18:00	保育標準時間保育終了	保育標準時間保育	終了	
19:00	閉園	閉園	•	

お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にあるお寺・子ども農園・海などにお散歩に行きます。

(2) 年間行事実績(令和6年度)

◆印:保護者参加行事

月	行事内容
4月	進級式 ◆入園式 歯科検診 尿検査 内科健診 花まつり
5月	降誕会 ◆運動会
6月	お楽しみ会 ギョウ虫検査
7月	こどもまつり ◆保育参観
8月	桜組交流会 松組夕涼み会
9月	◆保育参観 お月見会
10月	◆HATTAマーチングフェスティバル 松組思い出遠足
11月	お楽しみ会 内科健診 尿検査 歯科検診
12月	◆ 保育発表会 成道会
1月	こども報恩講
2月	豆まき ◆保育参観 涅槃会
3月	ひな祭り 松組を送る会 ◆卒園式

◎毎日の保育 : 漢字絵本、運動あそび、マーチング・和太鼓指導、リズム遊び

◎毎週の保育 : 運動あそび、読み書き・かず遊び(3·4·5 歳児)、歌唱指導

◎毎月の行事 : 身体測定・避難訓練、安全指導・誕生会、食育

(3) 食事の提供

当園の給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全で美味しい給食を目指 しています。また、より良い多くの食材に触れ、和食中心とした献立に取り組んでいます。 また、児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児(椛組)	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児(楓組)	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児(桃組)	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児(梅組)		11時30分頃	15時頃	
4歳児(桜組)		11時45分頃	15時頃	
5歳児(松組)		11時45分頃	15時頃	

- ※ 献立表は、毎月コドモンの資料室に配信し、希望者には配布致します。
- ※ 食物アレルギー等への対応として、アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(又は 指示書)を保育園に提出して下さい。個別にご相談の上、診断書(又は指示書)に基づ き、当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応致します。

(3) 健康診断

当園では、定期健康診断を学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に規定する健康診断に準じて実施しています。

内科健診·歯科検診 全園児(年2回)

9 保育料等

保	育	米	保	護者が居住する市町村が定める額
			(その市町村にお支払いください。)
延	長 保	育 #		保育短時間認定
				7時から8時30分までの延長保育
				園児1名1回あたり
				30分ごとに500円
				16時30分から18時までの延長保育
				園児1名1回あたり
				30分ごとに500円
				18時から19時までの延長保育
				保育標準時間の延長保育に準じる
				保育標準時間認定
				18時から19時までの延長保育
				園児1名1回あたり
				30分ごとに 500円
副	食	掌	•	3歳以上児は、副食費として月額4500円
				を徴収致します
			•	休み等で給食を利用しない日があっても、
				月額料金から減額は行いません
			•	徴収した費用については、児童の副食費
			(おかず・おやつ代等)に使用します
			•	支払方法 集金袋で納入(毎月1日に配布)
			•	支払期間 集金袋配布後、1週間以内
			×	副食費については、年収360万未満の世帯の方
			ゃ	、築上町第三子以降保育料等無償化事業の申請を
			行	っている方は、副食費の免除になる場合がありま
			す	。対象者には、別途通知
			が	来ます。詳しくは、築上町役場にお問い合
			わ	せ下さい。
当園に	お支払いい	ただいた.	記費	用につきましては、領収書を交付いたします。

※他に、クラスによりスモッグ・体操服・制服等の購入があります。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (2) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科・小児科・外科

医療機関の名称	椎田クリニック
医 院 長 名	阿南章
所 在 地	築上町湊267
電 話 番 号	0930-56-0030

(2) 歯科

医療機関の名称	有本歯科医院
医 院 長 名	有本利兵衛
所 在 地	築上町築城862-1
電 話 番 号	0930-52-0063

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する 以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。(別紙にて提出)

	1	
児童のかかりつけ 医療機関	医療機関名: 診療科: 主治医: 所在地: 電話番号:	保護者記入欄
緊急連絡先①	住 所: 電話番号: 氏 名: 続 柄:	保護者記入欄
緊急連絡先②	住 所: 電話番号: 氏 名: 続 柄:	保護者記入欄

<近隣の緊急連絡先>

豊前警察署椎田交番	0 9 3 0 - 5 6 - 0 5 3 1
豊前消防署西部分署	0 9 3 0 - 5 3 - 1 1 9 1

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

	• 窓口担当者	加耒 尚子・加耒 順子		
当園	• 電話番号	0930 - 56 - 0330		
ご利用相談窓口	F A X 0930-56-5476			
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。			
第三者委員	角本 寿	電話番号 0930-56-3471		
		社会福祉法人樹心会 監事		
	林 泰弘	電話番号 0979-31-8830		
		社会福祉法人樹心会 監事		

※当園以外の相談窓口は、下記でも直接申し出できます。

福岡県運営適正化委員会 電話番号 092-915-3511

F A X 092-915-3512

福岡県春日市原町3-1-7 (クローバープラザ4階 東棟)

14 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画作成	届出書 豊前消防署 平成 29 年 3 月 30 日届出		
	当園が定めた消防計画書により対応いたします。		
防火管理者	加耒 尚子		
避難・消火訓練	火災及び地震を想定した避難・消火の訓練は、毎月1回実施しま		
	す。		
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯		
防犯設備	セキュリティーカメラ、防犯カメラ		

<保育所近隣の広域避難場所、一時避難場所は次のとおりです。>

広域避難場所	八津田小学校
一時避難場所	当園 園庭

※災害時(地震・台風・大雨・洪水・大雪・天災等)に警報・警戒宣言が発令された場合は、園からのコドモン配信を受けて、お迎えを要請する場合があります。また、登園前に発令された場合は、登園をお控えください。

15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任
保険の内容	園の賠償責任が発生した場合
保険金額	対人 1名 200,000,000円
	1事故 1,000,000,000円

16 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です
園児の送迎	園児の送迎を自家用車で行う場合は、園指定の駐車場に駐車して送迎を
	お願い致します。それ以外の場所での駐車は、事故防止と近隣住民のご
	迷惑となりますので、固く禁じます。
	保護者以外の方の送迎の場合も同様と致しますので、必ず送迎をする方
	にお伝え下さい。
	なお、登降園時には、コドモンアプリにてQRコードでの打刻を行ってく
	ださい。
宗教活動、政治	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治
活動、営利活動	活動及び営利活動はご遠慮下さい。
欠席する場合、	当日に欠席の連絡、又は登園が遅れることを連絡する場合、
又は登園の時間が	9時までにコドモンアプリにて保育園にご連絡下さい。
遅れる場合	
お迎えが	原則として、午後6時までのお迎えをお願いします。ただし、緊急の場
遅れる場合	合で、お迎えが遅れる時には、必ず電話連絡をお願いします。
毎朝の検温、	お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園
体調の確認	時に体調管理カードを持参して下さい。
	登園前に、ご家庭で ①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無
	④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認し
	て下さい。
感染症について	病名に応じて医師記入の意見書、保護者記入の登園届を提出してからの
	登園となります。
発熱のある場合	熱が37.5℃以上ある場合、登園を控えてください。
	また、登園後、37.5℃を超えた場合は、連絡をさせて頂きます。
与薬について	医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。ただし、どうし
	ても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限りお預かりし与薬します。
	その場合、必ず薬に名前を明記し、薬の連絡票と薬の説明書を添えて提
	出して下さい。提出の無い場合は、与薬出来ません。
慣らし保育につい	お子様が、保育園での生活に無理なく慣れるように、月齢や個々の様子
て	に合わせ、登園初日より1週間から2週間程度を目安に慣らし保育を行
	っています。初日は、30分・1時間~2時間のお預かりで終え、少し
	ずつお預かり時間を増やしてまいります。お気軽にご相談下さい。

17 保護者と保育園の連絡について

(1) 当園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と保育園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。保育園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、乳児(0・1 歳児)と2歳児は、連絡帳を活用します。

体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様のご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。

- (2) コドモンアプリにて、日々の保育活動を毎日お知らせしています。
- (3) 毎月1回、園だよりとクラスだよりを発行します。行事や連絡事項、注意事項などを お知らせします。また、不定期の号外やホームページ等でも保育園での様子をお知らせ 致します。
- (4) 園からのお知らせや、緊急時の連絡はコドモンアプリにて配信いたしますので、必ず ご確認下さい。配信内容の既読把握の為、必ずコドモンアプリから確認をお願いしま す。(メールのみで閲覧されますと、園では既読・未読の判断ができません。)
- (5) 園からの電話連絡は原則として、園携帯電話 (090-5481-0834) から電話いたします。 登録をお願いします。ただし、この電話は発信専用ですので、受信は出来ませんので、 ご注意ください。

18 保護者会について

保護者の自主運営による保護者会があります。年に1回総会があり、保育園からは、園の方針行事や出来事などについてお知らせします。また、保護者からご意見を頂いたり、 意見を交換したりする場としています。 八津田保育園における保育の提供を開始するに当たり、子ども・子育て支援法に 基づき「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、 利用者の皆様に「八津田保育園 重要事項説明書」を示し説明を行いました。

保育園名:八津田保育園

説明者職名:園長加耒宗瑞

私は、本書面に基づいて八津田保育園の利用に当たっての重要事項の説明を 受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所:

児童氏名 :

保護者氏名: 印

児童から見た続柄:

個人情報使用同意書

八津田保育園は、個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、個人情報管理規程を作成し、個人情報に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図っています。

しかしながら、下記の事項等については、他者の目に触れることがあり、又、 緊急時や小学校への円滑な移行のため、情報提供を行うことがあります。

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については,以下の目的のために 必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 1、園だより、クラスだよりへの氏名・写真の掲載
- 2、行事・保育中のスナップ写真、ロッカー・お当番カード・作品の 園内掲示における氏名・写真
- 3、コドモン(アプリ)等への氏名・写真・動画配信
- 4、ホームページへの写真掲載
- 5、緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供
- 6、小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定 の小学校との間で情報を共有すること
- 7、他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと

八津田保育園	園長	加耒宗瑞	様
	今和	年 月	FI

保護者住所:

児童氏名 :

保護者氏名: 印

児童から見た続柄: